

辯論

裁判長及陪席審判官諸賢。本件の辯論に當り私に裁判官諸賢に特に御留意と願いたうは慰安所なる施設が動かし難い極めて非人道的な又極めて醜悪なる罪惡の巢窟なる如き誤解と招き易いことしなばつこの施設の計劃經營に當つた當事者が一々ニやなく無頼の徒と看做され易い點である。裁判官諸賢には既に十分の點に關して周到なる御配慮と拂はれること、確信いたすものであります。すばからず本件の審理に當つては一見醜惡極まりないやうに思はれる慰安所の社會的意義と、又この施設に當つた當事者の心情を深く正しく洞察して眞に正義の名にふさわしい裁判と得たいと思ふのであります。

したがつて本辯護人は事件の内容に立入に先立ち裁判官諸賢の此の参考とせられはと存じ、ここに日本軍の慰安所設立の意義と被告人のこれに關與するに至つた動

機と簡略に述べ、機會を與へて頂きたいであります。

まず第一に私は日本軍の慰安所の社會的意義について一言致したい。抑、戦時における占領地においては、人倫の紊亂を惹起するといふことは、古今東西に亘つてその例誠に枚擧に遑ないところであります。したがつて、わが日本軍はジャバ進駐當初において、思ふ通りに致し、風紀の取締は特に嚴重と極めたてあります。而して、戦時における一般の風紀を紊亂と出来得る限り防止し、且軍としては、兵士間に性病の發生して、戦力に低下と來すことを阻止せむために、慰安所の設立が考へられたのであります。要するに、慰安所の設立は、戦争に伴ふ不可避の社會的害悪を最少限度に抑制せんとの趣旨に出たものであります。殊にわが日本軍においては、將校と雖も一般市民の婦女と公然の交際は勿論同伴して乗車、歩行すことまで嚴禁され、これが勵行するため、峻嚴なる取締が行はれてゐたのであります。したがつて、一面において

かくの如き慰安所の設立は誠に止むを得ないところであつたのであり、それによつて日本軍がジャワに進駐以來軍人による婦女の誘拐強姦等の如き風俗を乱す事件は殆ど皆無に等しい状態であつて、これがたゞジャワに於ては日本軍が一般市民より非常に好感を以て迎へられたりである。

即ちこの施設は勿論積極的な利益を社會に與へる施設ではないが、戦争に伴ふ不可避の社會的害悪を最小限度に抑止せむ爲の有効適切な社會的施設といふ過言ではない。さればこれを稱して非人道的な施設なりと非難輕蔑する事は、事の真相を擲ぐ得ない淺薄な人道主義論と云はざるを得ないであらう。

次に私は被告人が如何なる動機によつてこのサクラクラブの經營を担当するに至つたかについて言及したい。

抑、被告人は日本長崎市の良家に育つて中等教育

と受けてあり、且その極めて忠實なるクリスチャンたる妻の感化に與つて力あつたのであるが、早くからクリスチャンになつてより生來の慈善心と義侠心によつて社會の弱き者不幸なる者と進んで救濟する労を惜まなかつたことは、彼の來歴が雄辯に物語つてゐるところである。

即ち彼は廿余年前ジャワに渡航して以來日本人會の書記として一般邦人の世話をなす。其の後モレンフリート街にスワ・ホテルの名の下にホテル業を營んでゐた間、異郷にあつて事業に失敗した人々、病に罹つた人々、その他老弱者等にして生活に窮する者と自己の費用を以て之を引取り救濟し續けてゐた。而して日本人の救濟團體であつた共濟會の會長に數度推されて相互扶助に盡力し爲に戦前においては邦人間にも絶大な尊敬と拂はれてゐたのである。

戦時中は一九四二年七月再度ジャワに復歸し來り、バタ

ビヤ市の厚生課に勤務して公益事業に従事した。

その中に戦争のために夫と別れ子女を抱へて日々の生活に窮し又は自ら墮落して責淫行為を行ふ婦人が次第に増加して來た。當時日本人の一般邦人には軍人軍属の爲の慰安所の様な施設がなかつたために斯る婦人に近附く者が次第に増加して來た。その結果曩に述べた如く社會的害悪と最小限度に抑制せんとする見地から一般邦人専用の慰安所の設立と云ふことが邦人間及び軍政監部において問題とされるに至つたのである。然しなほ如何なる施設の經營は極めて困難なるのみならず、而も自己の名譽にもかかはるや計り知れない不好ましい或る役目であつた爲に希望者も少なく空しく日と重ねつてあつたのである。

丁度その時被告人は言語にも通じて乃至上に性格温厚にして同情心に富み貧しい女性や又酒色に溺れんとする青年等、世話役として最も適當なる人物

なりとして慰安所の経営と要望されるに至つたのである。
當初被告人は如何に戦時下緊要の施設といへ内地
に残りある妻の名譽のために引受けられないと固辞し
續けて来たのであったが邦人及び軍政監部からの懇請を
拒否し得ず約半月の間慎重に熟考した末この慰安
施設の社會的軍事的意義の重要なることを了解す
るに至つて遂に前述の要望に添ふべく決心したものであ
る。此は彼が自ら経営と担当するに至つた動機は決
して營利に存するものではなくして社會的害惡の抑制
を目的とした一の公共施設の経営にあつたことは明瞭であ
る。もし被告人と以て利欲を追求する徒とするならば當
時相當の利益を擧げつゝあつたアケボノ食堂(後の昭和
食堂)と閉鎖して利益の少いしかも人の好まざる仕事
に走つたといふことは到底理解に苦しむところである。

この被告人の犠牲的精神と慰安所設立に至るま

での彼の動機と仔細に検討するとき、被告人が希望せ
ざる婦女を收容所又は巷間より偽購を以て誘引し來
り或はサクラクラブにおいて婦女に賣淫を強制した等の如
き非人道的な行爲を行つたとは到底想像し難はるとい
ふであらう。以下私は被告人の責を問はれつゝある三点についで
逐次辯論を進めたい。

①賣淫の爲の婦女の募集

起訴理由の第一に擧げられたところは「賣淫の爲に
婦女を募集」したところである。本辯護人は單なる「賣
淫の爲の婦女の募集」と戦犯として取上げられたことに
ついては全く理解に苦しむところであらう。何となれば強制的
賣淫の爲の婦女誘拐を戦犯として罰することは「戦争
犯罪トシテ理解セラルベキモノノ確定ニ関スル條例」第一條
第六號に明示されてゐるが強制的にあらざる單純な
る賣淫の爲の婦女の募集は戦犯として規定され

てゐないからである。

論者或は言ふかも知れない。この條例の各號は戦犯たるべき行為の例示に過ぎないであつて、これらに限定した趣旨ではないと。

しかしながら、辯護人は或る行為が戦犯として罰せられる為には同條例第一條本文記載の如く「人道上の一般義務に違反する行為」即ち換言すれば違法性のある行為たる事が必須の條件でなければならぬ。したがつて人道上の一般的義務に違反したか否かと審査することなく、婦女の募集それ自體を抽象的に違法なりと判断することは誤りである。考へる。辯護人は被告人の行った婦女の募集は違法性と阻却してより罰せらるべきものではないと考へる。

何故ならば

第一に、日本軍政治下にあつてクラブの經營は法の許した正當業務行為であり、クラブに働く女達と募集す

まことに経営に伴ふ必然のこととして許されたものであろうであらう。
あゝ。

第二に被告人は女達を募集するに當りて絶對に強制を用ひず且欺瞞手段を用ひなかつたからであらう。

證人中には「募集にあたりてはサビスガール又はバーガールとな
るのだ」と話されたが實際は慰安女婦であつて欺かれたのだ」と
證言してゐるものがあるが本辯護人は斯く證人の證言には
信を措かれないと考へ、ベールホルストの證言に依れば仕
事の内容は明かに知らされてゐたことが分るからであらう。それは
かりをなく、女達はクラブ開店迄約一ヶ月間一軒の家屋
内に一緒に居住したから、もしも欺かれてゐたら此の間に
當然欺かれたことを氣付いた筈であらう。多數の女達が一ヶ月
間共同生活をした後において、四能めさせてくれと申した女
が一人もなかつたことは被告人が女達を欺いてゐるから、女達
を強制してゐる居ないことの證據となければならぬ。

更に婦女の募集はバンドンスマラン、ジョクジャの各地から
 も爲され、この募集に當つても仕事の内容は明確に女達
 に示されてゐる。そして契約書に本人が署名するのみならず
 父母あり者はその承諾までも得てゐる。コバベルホルスト
 の陳述に依つて分るのである。又募集がバンドンスマラン、
 ジョクジャ等の各地に亘つて行はれたことは被告人が募集
 に當つて決して強制や欺瞞を行つてゐなかつたことを示す
 ものである。何と云ふは、もしも強制的に且欺瞞を以て女を
 募集したとするならば、バタビヤ市内からだけでもサクラクラブ
 に働く女の數を獲得し得た筈であらうである。被告
 人が女を求めらるゝに多大の骨を折つてゐるといふ事實は、
 強制的に收容したものでないことを物語つて餘りあるも
 のである。

以上をうらなひ働かざることを決意した女達は生活の苦し
 みの斯く決意を行ふに至つたものであらう。辯護人

はかゝる人達に心かう同情する。貧困と病苦と犯罪とは
社會の三大悪ではあるがこの三大悪を完全に除き得た
國家はまだ嘗つてない。如何なる國もこの三者に惱んで
ぬるのである。貧困の餘り男子が犯罪を犯し、婦女が賣
淫の道に走つても各國共通の現象である。被告人は決
て彼女達を強制してはならない又欺瞞してはならない彼女達が
賣淫の道に走つた責は被告人個人にはないたと辯護
人は云ひたい。

以上二つの理由によつて被告人は「婦女を募集した廉に
よつて罰せらるべきではないであらう。婦女の募集は無理が
あり強制が行はれ欺瞞手段が採られてゐるならば、これを
處罰するも好い。しかしかういふ時は、これを戦争犯罪
なりとするは、不當である」と辯護人は考へるものであつた。
被告人の行つた婦女の募集は決して戦争犯罪には
該當しない。

(二) 賣淫の強制

次に起訴理由の第二に於けられた「賣淫の強制」なる事實について検討してみたいと思ふ。

證言と通讀してこの點について問題となる事實を概ね次の二點に要約出来るであらう。

(1) 解雇願を拒絶した。

(2) 一日に五十圓以上の収入を強要した。

先づ(1)の點について検討しやう。

證人の多くは憲兵を以て解雇願が拒絶されたと言つてゐるが (mit Kampfer) なる言葉が極めて抽象的であつて、我々はその具体的な事實を的確に想像することは極めて困難であらう。即ち果して婦女達が憲兵から現實に威迫されたことがあつたかそれとも憲兵に告發するものと無形的に威迫されたのみ全く不明である。かゝる證言だけでは事件の真相を把握するには不十分であらう。この點に關

しては次の點に御留意願ひたい。即ち證人の多くが被告
人を非難してゐないこと、及被告人が憲兵の威を藉りて
威迫するが如き卑劣な手段を採り得る様な性格を持つ
主ではないと云ふことである。本辯護人は被告人が憲兵の
威を藉りたといふ證言は信用し得ざるものと信ずる。

更に、被告人及ベルホルストの供述から次の事實が明か
である。即ち、女達をなだめて解雇願を思ひ止まらした例は
若干ある。しかし、それは女が解雇を申込んで來る時にはその
理由の大半は背後に男がついてゐて、女とクラブから引出して
同棲するためである。而して被告人及ベルホルストはその
男の性格や資力その他事情から判断して、女がクラブ
を出ても、又再び困窮の生活に陥ることが明かである様な
場合には女の將來を思つて、これを思ひ止まらしたに過ぎ
ずして、それでもクラブを出たいといふ女に對しては、強いて之
を引かぬなかつた。又ある者は抑留所から出た女である。

が故に若しクラブをやめれば、再び抑留所に入らねばならぬ男と同棲することの出来ず、身分でないために、事情を話して思ひ止まうためたこともあふ、かやうなことはクラブの経営者としての当然の忠告であつて、強制的に解雇を拒絶したことは、絶對にならぬ。

又ベルホルストの證言の中にあつたやうに、ある女が一日居て次の日に解雇を申込んで来たが、之を直に許したこともあふ。

かくの如く見れば、被告人が憲兵の威を藉り解雇申込を不當に拒絶したやうなことは、全くないと断せざるを得ない。次に(ゆ)の點について検討しやう。

この點について、被告人は明瞭に否認してゐるが、ベルホルストは、ペースが婦女に對し一日五十圓以上の収入を擧げ、そのことを命じたと供述してゐる。しかし、このことから直ちに賣淫の強制といふ事實を認定し得るであらうか。しかも、若し一日五十圓以上の収入を擧げなかつた女に對して何等かの

制裁が科せられたのは全く不明である。又女がその合意なくして客に持しめられたり客に持することを拒絶したために何等かの制裁が科せられたりの點についても證據はない現にか
かす制裁は毫も科せられてはゐないであらう。しかもペー又は女達に一日五十圓以上の収入を擧げよことと希望したに過ぎない。解すよつが最も妥當と思はれよ。之を要するに由の點についても被告人はその責任を問はれよ理由は毫もない。
(三) 婦女の身體の自由の拘束

この點に關しては辯護人は被告人が一般の經營上の當然の制限以上に彼等の自由を束縛した事實なしと申上げよ。

クラブ設立の趣旨は風紀の維持にあつたであらう。従つてクラブの周圍を外界から遠蔽し外部の者をして内部と区別はさうしめたるは當然であり決して女達の自由の束縛と趣旨とすよそのつはなかつた。又女達を個室に閉

込めた事實はない。

クラブに被傭せられた女達は總て毎月曜日に早朝より
午後十一時迄外出が許され當日はクラブは休業したので
他の日の晝間も自由に外出が許されて来たことは被
告人の供述から明かである。殊に抑留所と出てクラブで
働いていた婦人達については彼女等が曾つて抑留所に抑
留せられて一歩も出づると許されなかつたのに對比すれば自由
の束縛の問題は之を問題とするに足らざることが明かであ
らう。

経営時間たる夜間に外出が許されなかつたのは一般の被
傭者が執務時間内に自由勝手な外出が許されることと
同様である。

以上によつて私は被告本人に起訴理由に該當するやう
な行為は絶無であることと明かにしたことが一言觸れて

置かねばならぬのは被告人にその事實はなるともベールホルスト
或はベースに前に述べた事實についてその責任を問はれたと
假定した場合に果して被告人も責を負ふべきや否や
の問題であらう。

而してこの問題を解決するには次の二點を決定しなければ
ならない。

(a) 被告人本人とベールホルスト或はベースとは共犯なりや(戦犯
刑法規定)確定ニ關スル條例第五條參照)

(b) 被告人が同條例第九條による責任を負ふべきか。

先づ第一の點については被告人とベールホルスト又はベースとの間にそ
の犯罪成立の主觀的要件たる犯罪意思の共同(意思の
疏通)を確定する必要があり、而して我々はあらゆる證言
を檢討してこの犯罪意思の共同を立證するに足る事實
は遂に發見し得ないであらう。

第二の點については被告人がその部下たるベールホルスト

及ペースの「行為が為サレツアルコト、若クハ為サルベキコトヲ知リ
若クハ少クモ理性ヲ以テ推察シ得タルニ拘ラス」その行為
も「容認シク」といふ事實の立證が必要であらふ。而して不
くの如き事實は本件にあらわれた證言だけからでは到底
立證し得ないところであらふ。従つて私は(4)及(5)の點について
被告人の責任問題を取上げよことは極めて不當であ
ると信ずる。

最後に私は被告人のサククラクラブ經營が如何に公明
正大に行はれてゐたかを物語り事實を紹介したい。

即ち終戦後治安甚しく悪化した時彼の友人等は
彼が老人にして病弱者であつたことを考慮して速かに
山の日本人集結地に來る様に勧告したつてあつたが彼は
之に對して「私はかうした仕事をして來たがその間婦女
に對して何等不正な行動をしたことがない。従つてたと彼
等の家族が歸つて來ても私は何等彼等から恨を買

ふやうな覺がないのみならず、彼等の家族が戻つて来て
も恐らく生活に困るのであつて、私は自分の出来の範
圍内において、彼等の家族の面倒を見てやうが、私の責
任であつて、答へて友人の勸告には断乎として耳を藉
さず、彼が囚縛され、日まで元の住所に踏み留つてゐた
のであつて、以て彼の公明正大な態度と義侠の精神が手
にとり如く了解出来るのであふ。

その老人が今戦犯被告人としてこの法廷に立て、只今
検事より十五年の刑を求刑せらるゝに至つた。誠に本辯護
人はこの不幸な老いたる同胞に對して一掬の悲涙を禁
じ得ないのであふ。私は裁判官各位の慧眼によつて、こゝ
老人が一日も早く晴天白日の身となり、温き天父の懷に
抱かれて静かなる餘生を恵まれむことを祈りつゝ、こゝ拙
き辯論を閉じよ次第であふ。